



4A20
YTH0002

表

講座名 令和2年 民事訴訟法		2021年 8月 9日		席 数 ※
試験科目・回・問	試験地・クラス	受験番号	フリガナ	氏名

答案用紙 1 頁



第1 設問1
1 課題1.

(1) 将来 給付、訴え外 通知 であるため、請求通格を認め、
じゅうきゅうする必要性 (民事訴訟法 (以下略) 135条) を要す。

(2) 請求通格を認めよう。1. 発給条件付請求権であ
れば条件が成就すれば請求を認めよう。請求通格を
認めようと思ふ。

2. 2. 教金返還請求権は、貸付借契約終了後、不
明の渡り帳、教金に於て担保として一切の債務の額を
控除した残額に達するものである。この請求権は、明
り渡り帳、担保として一切の債務の額、この程度に
残額をいふことは、現時点では不明確である。この
点に於て、上記請求権を一回的給付請求のため、請求通格を認
めようとする限り、請求通格を認めよう。

3. 3. 1. おける~~貸付~~1. 鑑みれば、本件請求権、一回的給付請求権と
内容とあるところ、将来に於ける継続的不行行為に対する損害賠償請求
権の請求通格を認め、判決の射程に及ぶと考へる。

2. 2. ① 請求権の基礎となる事実関係なしに法律関係が現
時点に既に存在し、② 上記請求権の成否内容につき、債務者に
有利な影響を及ぼす将来における事情の発生を明白に予測する
ことができ、③ 1. 事情を請求意義、訴え (民事執行法 35条 1項) により証明
するの執行を回避する負担を債務者に課すは、格別不当と考へる。

い。この限り。請求通格は認められ。

(3). XA間で本件契約が締結されていること。Aが死亡し、Yが本件建物の賃借権を相続していること。これらにより、上記請求権の基礎となるべき事実関係が本件関係は存在する(①充足)。

~~上述の特典~~ 債権者に有利な影響が及ぶ事情の変動時、残債全返還請求権が存在しないこと。返還額の減少のことが考えられる。上記請求権が存在するためには、Yは、本件建物を明渡す必要がある。これにより、Yは明渡す意思を有しているもの。Yは有している。非返還額については、明渡しした金額により担保される部分に及ぶ。一切の返還額に及ぶこと。一切の額は、Yの行動による。明確な事情により左右される。具体的な検討が必要

手 上記事情に照らせば、有利な影響が及ぶおの事情の変動を明白に予測することができない(②不足)。

また、なお事情は、上述通り、債権者たるYの行動に依拠するものである。そのため、請求差額。前払金と債権者に課すことは、不当である(③不足)。

よって請求通格は否定される。

(4) 以上より、本件請求は、訴訟は不適法である。

2 課題

(1) 確定の利益が認められる。上記請求は適法であり、確定対象も適切であり、既時確定の利益が認められる必要はない。理由

(2) 上述通り、執行が与えらる点、紛争解決機能は、お強い執行請求

2 答書作成上の注意

- (1) 答書は横書きとし、解答欄の枠内に首飾に達せず、
端点となります。
- (2) 答書は、黒インクのボールペン又は万年筆（尖鋭）
で記す。
- (3) 答書を訂正するときは、訂正部分が判別可能な状態で
消す。
- (4) 答書用紙の枚数を過ぎ、訂正部分が判別可能な状態で
時間終了後に記すことは認めません。
- (5) 答書用紙の裏面に何も記さないでください。

3 その他
解答欄に受験者の氏名又は特定人の答書であると判

答案用紙 3 頁

伊藤塾

めてください。なお、解答欄の枠外（青色部分及びその外側の余白部分）に記載した場合には、当該部分は採点されません。
 シンクがプラスチック製でゴム等で滑らないものに限る。）で記載することとし、これ以外で記載した場合には無効答案として
 採点で、1行の場合には横線で消して、その次に書き直してください。
 裏が白紙のときは「裏に記載」、それ以外のときは「裏から記載」とだけ、試験時間中に表の解答欄に記載してください（試験

る記載のある答案は無効答案として採点となります。

資料とすることができない。

3. 仮に「おこな発言内容」を心証形成の資料とすることはできない。口頭

弁論や証拠調べに手続上の異議^{妨害}。其の反論の機会が資料とされる。

※1. 著しく不利となるという問題に至る。

3. 本件を解する限りでは、X・Y1・Y2を順次個別に面談したが、

採り上げらる。Y1に於て不利な内容^{とある}「X・A間の解約の合意の存在」

を想起させるおこなXやY2の発言に於いてY1は即座に反論の機会が

ない。採り上げられず、おこな発言内容を心証形成の資料とすることは

問題外。

第3段問3.

1. 課題1.

(1) 仮に、必要共同訴訟に当たる場合、訴え取下げ（26条）という訴訟行為は、

Y1全員に於いて、効力を及ぼす（40条2項）ため、Y2に対する訴えの取

り下げることにはできない。そこで、この訴訟類型に当たるか問題となる。

(2) まず、固有の必要共同訴訟に当たるか。

ア. 民事訴訟は、實體法上の権利についての紛争解決の手続である。その為、当審適格

選別にあたり、実体法上の管理処分権の帰属態様を考慮する。

キ. また、当審適格は、訴訟上の接近権という訴訟上の権能に関わる

問題でもあるため、訴訟政策的判断も加味する。

イ. Y1は、相続により本件建物、賃借権を準共有（民法264条）の

下に於ける（遺産分割は、かかる前提）。建物の明渡し義務は不可

分使用（民法40条）であるためXは、Y1各々に対して⁷全部履行を請求



4A20
YTH0002

表

講座名		年 月 日		点数	※
試験科目・回・問	試験地・クラス	受験番号		フリガナ	
				氏名	

答案用紙 1 頁

かである(同43条)。そのため実体上、管理受入者は Y 社 共有の財産
に属するわけではない。

また、本件では、被告側を共同訴訟人とする必要は、原告側の
主張を全員把握すること、困難であるから、全員に対して訴えを提
起し、かつ当事者通告が必要と認められず、訴えが取下されるのは、無意味原告
例に酷である。理由

また、本件建物、明け渡しと同意する Y 社で、共同被告として
訴えを提起すれば、当事者通告が必要ないこととなる。つまり、争もない者
に対して訴訟に問うのは、訴訟不経済である。訴訟不経済である。訴訟
費用が訴訟を重なることにより訴訟不経済である。

よ、以上の鑑みれば、本件訴訟は、固有の必要的共同訴訟とは
当たらない。

(3). 既判力の拡張される場面ではない。よって類似必要的共同訴訟とは
当たらない。

(4). 以上より、本件訴訟は、通常共同訴訟に当たらない。よって、共同訴訟
独自の原則(39条)は適用されない。ゆえに、Xは、Yに対して訴えのみ
取下げることができる。

2. 課題2.

1. 共同訴訟における共同訴訟人とは、共同訴訟人として提出は可能
な、取調べの結果が、原告共同訴訟人である Y 社に属する。共同訴訟人
間で互換共通の原則が認められる問題である。

(1) 訴訟資料の集約提出を当事者側の機能上の責任とする弁論主義の下。

当事者同士の争い。ある事実。当事者の提出した証拠により認定されなければならない(第3条で)。Y1自身は、~~提出~~ ^{提出}を提出していない。この証拠に基づいて、第3条で反することも思える。^{本件}

しかし、共同訴訟人であるY2母も、~~提出~~ ^{提出}を提出しているのだから、第3条には反しないだろう。^{本件}

また、~~裁判官~~ ^{自由心証}による、~~客観的事実~~ ^{客観的事実}に対する心証は一つしかない。得ず、~~共同訴訟人~~ ^{共同訴訟人}では、裁判官の心証は通常共通になさる。したがって、~~共同原則~~ ^{共同原則}に反しないだろう。

2(1)しかし、本件では、Y1はY2に対する訴えを取り下げている(26条)。

取り下げにより、訴えの取下げが~~ある~~ ^{ある}ことは、~~原告~~ ^{原告}の権利に属している。たまたま、~~26条~~ ^{26条}に反する(26条)。

また、~~Y2~~ ^{Y2}による本件訴訟の提出も、~~原告~~ ^{原告}の権利に属している。Y2は、~~本件訴訟~~ ^{本件訴訟}の取扱いの結果を~~事実認定~~ ^{事実認定}に用いたことはできな~~い~~ ^いのではない。

(2) しかし、私は、この結果を~~事実認定~~ ^{事実認定}に用いることができないと考える。

なぜなら、本件では、取扱いがまだない。裁判官は、~~何らかの~~ ^{何らかの}心証を形成していると考えられる。一度形成された心証を払拭することは不可能だ。

また、それにもかかわらず、この結果を~~事実認定~~ ^{事実認定}に用いることは、自由心証主義(247条)を~~過度に~~ ^{過度に}制約することになるため、妥当でない。

また、~~Y2~~ ^{Y2}による~~本件訴訟~~ ^{本件訴訟}の取扱いに対しては、訴え取下げによる影響はないと考える。

(3) よって、この結果を~~事実認定~~ ^{事実認定}に用いることができないと考える。

+

裏

(注意事項)

1 解答用紙の取扱い

解答用紙の取替え、追加配布はしませんので、汚したり折り曲げたりしないでください。

2 解答作成上の注意

- (1) 解答は標準きとし、解答欄の端の方に書かれます。
- (2) 解答は、黒インクのボールペン又は万年筆(記)で書くこととなります。
- (3) 解答を訂正するときは、訂正液や訂正テープ(記)を使用しないでください。
- (4) 解答用紙の表面を傷つけないでください。
- (5) 解答用紙の裏面に記入することはできません。

3

解答欄に受検者の氏名又は特定人の署名がある場合は、

45

45 以上.

46

47

48

49

50

51

52

53

54

55

56

57

58

59

60

61

62

63

64

65

66

答案用紙 3 頁

+